

1) 入園願書受付 平成26年10月1日(水)～ 定員になり次第〆切

2) 平成27年度園児募集人数

	生年月日	1号認定	2号認定	3号認定
5歳児	平成21年4月2日～平成22年4月1日	若干名	若干名	—
4歳児	平成22年4月2日～平成23年4月1日	10名	8名	—
3歳児	平成23年4月2日～平成24年4月1日	45名	8名	—
2歳児	平成24年4月2日～平成25年4月1日	—		8名
1歳児	平成25年4月2日～平成26年4月1日	—		8名

3) 出願手続き

【1号認定の方の流れ】

- ① 当園の入園願書を記入のうえ、検定料5,000円(※1)を添えて当園に出願して下さい。出願後、入園内定とします。
- ② 園より、姫路市の「支給認定申請書(※2)」をお渡しします。
- ③ 後日、園を通じて姫路市の認定書を交付します。(保育料が決定します)

【2号・3号認定の方の流れ】

- ① 当園の入園願書を記入のうえ、検定料5,000円(※3)を添えて当園に出願して下さい。
- ② 姫路市へ認定申請手続き。市の申請用紙を園に提出して下さい。(※4)
* 申請用紙の第一希望園に フタバ幼稚園 と記入して下さい
- ③ 姫路市が利用可能施設を調整します。(利用施設は平成27年1月、2月頃決定)
* ここで、当園の入園が可能となった場合、契約となります。

但し、入園が不可であった場合、

<2号認定の方>…「1号認定」と「預かり保育」で対応できる場合があります。

≦3号認定(2歳児)の方>…「1号認定」の満3歳児からの入園も可能です。

一度園にお問い合わせ下さい。

● 他市より入園される場合

居住地の市・町に申請する必要があります。詳細はお住まいの市・町にお問い合わせ下さい。

● 選考について

先着順により定員になり次第〆切。但し、兄弟が在園中、卒園児の弟・妹、保護者が当園の卒園児の場合は優先入園と致します。

- ※ 1：一旦納入頂いたものは理由の如何を問わず、返金は致しかねます。
- ※ 2：平成 26 年 9 月 18 日時点で未完成です。10 月中旬に完成予定とのこと。
- ※ 3：市の調整により、当園に入園できなかった場合のみ返金致します。
- ※ 4：入所申請書（入所の手引き）は 10 月中旬頃配布予定とのこと。配布は、市役所・支所・駅前市役所・各園にて。

4) 入園時諸経費

項目	金額	1 号認定	2 号認定	3 号認定
入園準備金	10,000 円	面談時納入	内定後納入	内定後納入
教育・保育環境充実費	20,000 円			
検定料	5,000 円	出願時		
制服代	約 40,000 円	制服と引換		不要
新学期用品	約 3,000 円	用品と引換		不要

5) 毎月の費用（1 年間分を 12 ヶ月で割った額です）

保育料	姫路市が市民税に応じて設定	
教育活動費	3, 500 円	絵本代・教材費・行事費 特色教育の外部講師代など
施設設備費	1, 000 円	空調費含む
PTA 会費	500 円	PTA 活動費（一家族に 1 会費）
給食費	1 号認定 3, 000 円	給食日は週 3 回 （水・木・金）
	2 号認定 1, 000 円	
	3 号認定 0 円	
バス代	往復 3, 000 円／片道 1, 500 円	通園バス（利用者のみ）
	500 円	遠足時等 行事バス
その他	行事写真代・体操教室代等 必要に応じて特別徴収がある場合があります。	

- * 上記の保育料は「姫路市私立幼稚園就園助成金」を考慮しての保育料設定となりますので、平成 27 年度からの助成はありません。
- * 同一世帯に小学 3 年生以下の複数のお子さまがある場合、第 2 子・第 3 子が幼稚園に通っているときは、保育料の減免があります。保護者負担軽減措置として、多子軽減の申告を市に提出して下さい。

4)・5) に記載のある費用は、一旦納入されますと、理由の如何を問わずお返しできません。ご了承おき下さい。但し、2 号・3 号認定の方の検定料については、市の調整で入園不可の場合は返金致します。

保育時間

各クラスでの保育は、1号認定児の保育時間に準じます。

基準	通常保育	半日保育 (教員研修時など)
1号認定児	8:30～14:30	～11:30
2号・3号認定短時間児	8:30～16:30	
2号・3号認定標準時間児	7:00～18:00	

預かり保育

* 料金は、姫路市の決定後に確定します。

【早朝預かり】7:00～8:30

【延長預かり】保育終了後～19:00

有料となる時間

基準	早朝預かり	延長預かり
1号認定児	7:00～8:30	保育終了後～19:00
2号・3号認定短時間児		16:30～19:00
2号・3号認定標準時間児		18:00～19:00

* 預かり保育の詳細は、入園後にお知らせします。

* 利用は、事前の申し込みが必要です。送迎バスはありません。

* 年長児から保育園部の子どもまで皆一緒に過ごします。

* 土曜・長期休暇・代休等も利用可能です。

(但し、1号認定児の方の土曜・長期休暇・代休等の預かり保育利用は
7:00～19:00の間で利用された分の料金がかかります。)

当園の保育日 月曜日～金曜日(土曜日は預かり保育あり、日・祝は休園)

・1学期・・・4月10日前後～7月20日前後

・夏休み・・・7月20日前後～8月31日

・夏期保育・・・8月最終1週間程度

・2学期・・・9月1日～12月20日前後

・冬休み・・・12月20日前後～1月9日前後)

・3学期・・・1月9日前後～3月15日前後

・春休み・・・3月15日前後～4月10日前後

◇休 園・・・土曜・日曜・祝日・その他(創立記念日等)

*但し、日祝以外は預かり保育があります

平成 27 年度より「子ども・子育て支援新制度」が始まります。

私立幼稚園では

現在までは...

- ・ 契約は幼稚園と保護者の直接契約
- ・ 保育料は全員一律
- ・ 保護者の就労の有無は関係なく保育園部に入園できる

来年度からは...

- ・ 契約に姫路市が関係してくる
- ・ 保育料は、姫路市が**市民税**により決定する
- ・ 保育園部の入園には、就労している保護者のお子さまが優先される など

＜2号・3号認定を受ける条件＞

内閣府子ども子育て支援新制度手引きより抜粋

■**保育を必要とする事由**（次の何れかに該当）

- ・ 就労 妊娠、出産 ・ 保護者の疾病、障害 ・ 災害復旧
- ・ 同居又は長期入院している親族の介護・看護 ・ 求職活動
- ・ 就学（職業訓練等も含む） ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要
- ・ その他、上記に類する状態として市町村が必要と認める場合

■**保育の必要量**

A. 「保育標準時間」利用⇒フルタイム（概ね 120 時間以上）就労を想定した

利用時間（最長 11 時間）

B. 「保育短時間」利用⇒パートタイム就労を想定した利用時間（最長 8 時間）

この制度の詳細は、「内閣府 子ども・子育て支援新制度」で Web 検索して下さい。

＜手続きフローチャート （保護者の方は**太字**の部分をお願いします）＞

1号認定の方

① **園の願書を園に提出**→内定→②**園より市の申請書を受取り記入**→③**園に申請書を提出**→④園から申請書を市に提出→⑤保育料決定→⑥決定

2号・3号認定の方

①**当園の願書を園に提出**→②**市への申請用紙を園に提出**→③園から市へ用紙提出
→④市が利用園を調整→⑤市から保護者へ利用園の通知・市から園に利用者の通知
→内定→⑥**保護者がその園に入園するか否かを決める**。入園の場合、**契約**

- ・ 入園後、就労状況（仕事を始めた・辞めた）により、
1号認定⇔2号認定の変更は可能です。